官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○原子力発電工作物に係る電気関係報告規則及び原子力発電工作物に係る電気事業法関係手数料規則の一部を改正する命令（**経済産業・原子力規制委**一）　二
〔**法規的告示**〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（**厚生労働**一三九）　二
○医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第五条の五第三項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する一般医療機器の一部を改正する件（**同**一四〇）　二
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第四の二の規定により厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件（**同**一四一）　二
○令和七年度における出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額の算定に関して厚生労働大臣が定める率（**同**一四二）　二
○令和七年産の秋植えばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、たまねぎ及びホップ並びに令和八年産のさとうきびに適用する単位当たり共済金額の範囲を定める件（**農林水産**五四一）　三
○動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件（**同**五四二）　三
〔**その他告示**〕
○債務救済措置に係る関係債務の支払を猶予する期間の延長に関する日本国政府とイエメン共和国政府との間の口上書の交換に関する件（**外務**一二六、一二七）　三
○イヌワシに関する保護増殖事業計画を変更する件（**文部科学・農林水産・環境**一）　三
○肥料の登録の有効期間を更新した件（**農林水産**五四三）　四
○輸入業者の住所の変更に係る届出があった件（**同**五四四）　六
○農薬を登録した件（**同**五四五）　六
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（**経済産業**五二）　六
○自衛隊の使用する船舶の信号符字を取消しする件（**防衛**八〇）　六
○都市計画に関する件（**関東地方整備局**一四五）　七
○道路に関する件（**中部地方整備局**五六～五八）　七
〔**国会事項**〕
内閣　船舶活用医療推進本部事務局　七
宮内庁　公正取引委員会　復興庁　財務省　七
〔**人事異動**〕
〔**皇室事項**〕　九
〔**官庁報告**〕
国家試験
税理士試験公告（国税審議会）　九
令和七年度林業普及指導員資格試験の実施について（農林水産省）　一〇
〔**公　告**〕
諸事項
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一二
会社その他　三〇
会社決算公告　三一
官庁
司法書士懲戒処分関係　二

省　　令

○経済産業省令第一号

原子力規制委員会規則第一号

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、原子力発電工作物に係る電気関係報告規則及び原子力発電工作物に係る電気事業法関係手数料規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年四月四日

経済産業大臣　武藤　容治

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

原子力発電工作物に係る電気関係報告規則及び原子力発電工作物に係る電気事業法関係手数料規則の一部を改正する命令

（原子力発電工作物に係る電気関係報告規則の一部改正）

第一条　原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成二十四年経済産業省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「第百六条第一項」を「第二十七条の二十九の二第一項」に改める。

（原子力発電工作物に係る電気事業法関係手数料規則の一部改正）

第二条　原子力発電工作物に係る電気事業法関係手数料規則（平成二十四年経済産業省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「第百六条第一項」を「第二十七条の二十九の二第一項」に改める。

附　則

この命令は、令和七年六月六日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第百三十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項及び第七項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年四月四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第１ １～1210　（略） 1211　解析機能付き心臓運動負荷モニタリングシステム用プログラム **別表第３** １～1227　（略） 1228　家庭用精液注入用シリンジ	**別表第１** １～1210　（略） （新設） **別表第３** １～1227　（略） （新設）

○厚生労働省告示第百四十号

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）第五条の五第三項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第五条の五第三項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する一般医療機器（平成二十六年厚生労働省告示第三百十六号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年四月四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 １～505　（略） 506　家庭用精液注入用シリンジ	**別表** １～505　（略） （新設）

○厚生労働省告示第百四十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）別表第四の二第七号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第四の二の規定により厚生労働大臣が指定する医療機器（令和三年厚生労働省告示第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年四月四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第二 一～十二　（略） 十三　家庭用精液注入用シリンジ	**別表第二** 一～十二　（略） （新設）

○厚生労働省告示第百四十二号

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百三十四条の四第一項第二号及び第三号（これらの規定を船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第百五十九条の四及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）第十五条の三において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和七年度における出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額の算定に関して厚生労働大臣が定める率を次のように定め、令和七年四月一日から適用する。

令和七年四月四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

令和七年度における出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額の算定に関して厚生労働大臣が定める率

区分	率
健康保険法施行規則第百三十四条の四第一項第二号（船員保険法施行規則第百五十九条の四及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令第十五条の三において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣が定める率	一・〇〇〇〇
健康保険法施行規則第百三十四条の四第一項第三号（船員保険法施行規則第百五十九条の四及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令第十五条の三において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣が定める率	〇・九〇〇八一

○農林水産省告示第五百四十一号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百四十四条第一項の規定に基づき、令和七年産の秋植えばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、たまねぎ及びホップ並びに令和八年産のさとうきびに係る同項の農林水産大臣が定める二以上の金額を次のように定める。

令和七年四月四日

農林水産大臣　江藤　拓

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第五百四十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤基準（平成十四年農林水産省告示第千五百六十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年四月四日

農林水産大臣　江藤　拓

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

その他告示

○外務省告示第百二十六号

令和四年十一月九日にリヤドで、商業上の債務についての債務救済措置（債務支払猶予方式）に関する日本国政府とイエメン共和国政府との間の令和四年五月十八日付けの交換公文に従ってとられることになった債務救済措置に係る関係債務の支払を猶予する期間が令和三年六月三十日まで延長される旨の口上書の交換が、イエメン共和国政府との間に行われた。

令和七年四月四日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

○外務省告示第百二十七号

令和四年十一月九日にリヤドで、商業上の債務についての債務救済措置（債務支払猶予方式）に関する日本国政府とイエメン共和国政府との間の令和四年五月十八日付けの交換公文に従ってとられることになった債務救済措置に係る関係債務の支払を猶予する期間が（令和四年十一月九日付けの口上書により令和三年六月三十日まで延長された。）が令和三年十二月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、イエメン共和国政府との間に行われた。

令和七年四月四日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

**○文部科学省
農林水産省
環境省告示第一号**

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十五条第四項において準用する同条第一項の規定に基づき、イヌワシに関する保護増殖事業計画を変更したので、同条第四項において準用する同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

本保護増殖事業計画は、文部科学省、農林水産省及び環境省に備え付けて供覧するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。

令和七年四月四日

文部科学大臣　阿部　俊子
農林水産大臣　江藤　拓
環境大臣　浅尾慶一郎

イヌワシに関する保護増殖事業計画

第一　事業の目標

イヌワシは、我が国に生息する大型の猛禽類であり、森林生態系における食物連鎖の頂点に位置する。おおむね全国的に生息していたが、近年、生息環境の悪化等による分布域の縮小、繁殖成功率の低下及びつがい数の減少が確認されている等、本種の安定的な存続が危ぶまれる状況にある。

本事業は、現存するつがいの生息状況や繁殖状況を把握し、本種の生息に必要な環境の維持及び改善を図るとともに、各つがいの繁殖阻害要因の軽減・除去に努め、現存するつがいの繁殖成功率を維持向上させること等により、分布域の拡大及びつがい数の増加を図り、本種が自然状態で安定的に存続できる状態になることを目標とする。

第二　事業の区域

全国（主として第三により取組を行う地域）

第三　事業の内容

一　生息・繁殖状況等の把握・モニタリング

本種の保護増殖事業を適切かつ効率的に実施していくために、全国的な生息・繁殖状況等とそれらの動向に関して、継続的な調査を行う。また、標識の装着等により個体を識別し、個体の移動、分散等の実態に関する情報の収集及び整備を進める。

さらに、繁殖成功率の向上を図るためには、繁殖阻害要因の把握が重要であることから、上記の調査等を通じて、野外で死亡した個体や孵化しなかった卵が得られた場合には、病性鑑定や環境汚染物質の影響の有無等の調査を行い、知見の収集に努める。

二　営巣場所周辺における環境の把握と維持・改善

上記一の調査結果等を踏まえ、繁殖成功率の低いつがい及び地域を把握する。その結果を基に、本種の保存上、保護増殖事業実施の必要性の高いつがいについて、更に営巣場所、主要な採食地、高利用域等、餌動物その他の繁殖に特に重要な事項を調査し、その結果を参考にしつつ、営巣場所の補修、人工巣棚の設置等の改善・整備を行うほか、つがいごとの餌動物の種類の特性及びその生息状況を踏まえ、餌動物が十分に生息できるような環境の整備、人工給餌等の必要な措置を講ずるよう努めることにより、繁殖成功率の向上を図る。

上記の事業を行うつがい以外でも、改善・整備が必要な場合には、営巣場所の補修、人工巣棚の設置等に努める。

また、本種の営巣場所周辺における土地利用や事業活動の実施に当たっては、営巣場所や主要な採食地等本種の生息に必要な環境条件を確保するための配慮がされるよう努める。

三　卵及び雛等の移入

本種の安定的な存続には、十分な繁殖成功率が安定的に維持されることが必要である。

このため、繁殖成功率の低下、繁殖に寄与する個体数の減少等により、上記二のみでは地域のつがいの維持が困難と認められた場合には、自然界で淘汰される可能性が極めて高い卵又は雛を、繁殖成功率の高いつがいから、つがい数増加が必要な地域の繁殖成功率が低いつがいに移入する。また、必要に応じ飼育下で得られた卵及び雛の活用を検討する。

移入に当たっては、生息域外保全及び傷病個体救護の取組と連携し、移入に必要な技術の確立に努めるとともに、営巣場所への人の接近に伴う営巣放棄等のリスクを十分勘案した適切な実施方法を検討する。また、移入前後においては、適切かつ効果的な移入を行うため、移入元と移入先の各つがいの繁殖状況の継続的なモニタリングを行う。

四　飼育下での繁殖及び野生復帰の検討

本種の個体数は元来限られている上に、分布域の縮小、繁殖成功率の低下及びつがい数の減少が確認されていることから、個体数が急激に減少する可能性があることを考慮して対策を講ずる必要がある。

具体的には、営巣場所周辺における保護対策の強化と併せて、生息域外保全として、傷病鳥等のうち野外への復帰が不可能な個体等を活用し、適切な施設において飼育・繁殖を行い、飼育下繁殖技術の確立、飼育下における生態的知見の把握及び遺伝的多様性を保持した飼育下個体群の確立と維持を図る。

また、必要に応じて、本種の生息適地又は継続して生息環境整備に取り組んでいる地域において、飼育下で繁殖させた個体の放鳥による野生復帰の取組を検討する。

五　その他

㈠　営巣場所周辺における監視

営巣場所周辺の状況を踏まえ、必要に応じ、密猟や営巣場所への不用意な接近等を監視し、本種の生息・繁殖に悪影響を及ぼす行為を必要最小限とするように努める。

㈡　普及啓発の推進

本種の保護増殖事業を実効あるものとするためには、関係地域の住民や関係機関をはじめ、広く国民の理解と協力が不可欠である。このため、本種の生息環境、繁殖状況、保全の必要性及び本事業の実施状況等についての普及啓発を推進するとともに、地域の適切な保全活動の展開が図られるよう努める。

㈢　効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、国、地方公共団体、本種の生態等に関する研究者、本種の活動に参画する民間団体、関連する農林業団体及び本種の営巣場所周辺の住民等の関係者間の連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。

○農林水産省告示第五百四十三号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和七年二月七日付けをもって次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項（同法第三十三条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

令和七年四月四日　農林水産大臣　江藤　拓

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の名称及び住所

有効期間が令和10年２月９日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第69288号	液状肥料	住友液状複合肥料８号	住友化学株式会社	東京都中央区日本橋二丁目７番１号
生第69293号	液状肥料	ほう素マンガン入り尿素複合液肥ローゲンGHエース（鉄、銅、亜鉛、モリブデン添加）	日本液体肥料株式会社	埼玉県さいたま市北区別所町37番地の12
生第69294号	液状肥料	ほう素マンガン入り複合液肥コーゲン055Hエース（鉄、銅、亜鉛、モリブデン添加）	日本液体肥料株式会社	埼玉県さいたま市北区別所町37番地の12
生第69295号	液状肥料	ほう素苦土入り複合液肥	日本液体肥料株式会社	埼玉県さいたま市北区別所町37番地の12
生第71662号	化成肥料	味エースG10―６―７	興国肥料有限会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
生第84747号	化成肥料	化成肥料486号	みのり化学株式会社	福島県いわき市常磐関船町宮下２番地の２
生第84750号	化成肥料	苦土有機入り化成847	つくば園芸株式会社	北海道釧路市材木町22番29号
生第84767号	家庭園芸用複合肥料	K―４号	アグロカネショウ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
生第90485号	化成肥料	グリーン・マスターズV12	株式会社ジェイ・ティ・エフ	兵庫県高砂市高砂町東宮町1038番地４
生第90490号	水産副産物発酵肥料	昆布根パワー	株式会社ばんけいリサイクルセンター	北海道札幌市中央区北二条西二丁目41番
生第101808号	汚泥肥料	笑顔いきいき	株式会社長岡食肉センター	新潟県長岡市新開町3226番地７
生第101824号	化成肥料	ベストライザー	株式会社ジャット	大阪府大阪市中央区南船場四丁目２番４号
生第101825号	化成肥料	はばたき	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第101829号	混合堆肥複合肥料	有機入り10―８―５	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地
生第101830号	混合堆肥複合肥料	有機入りBM８―６―４	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地
生第107116号	汚泥肥料	混合汚泥肥料RV１号	株式会社リヴァックス	兵庫県西宮市鳴尾浜二丁目１番16号
生第107121号	副産肥料	ボナース	ニッコー株式会社	石川県白山市相木町383番地
輸第12299号	化成肥料	グローモア11―９―30（液肥の素）	名東化製株式会社	愛知県名古屋市千種区今池五丁目６番11号
輸第12300号	化成肥料	グローモア13―15―30（液肥の素）	名東化製株式会社	愛知県名古屋市千種区今池五丁目６番11号
輸第12301号	化成肥料	グローモア25―10―10（液肥の素）	名東化製株式会社	愛知県名古屋市千種区今池五丁目６番11号
輸第12302号	化成肥料	グローモア30―７―７（液肥の素）	名東化製株式会社	愛知県名古屋市千種区今池五丁目６番11号

有効期間が令和10年２月11日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第60227号	化成肥料	有機入り複合肥料特555号	ときわ化研株式会社	福島県いわき市常磐関船町宮下２番地の２
生第60228号	化成肥料	有機入り複合肥料特S555号	ときわ化研株式会社	福島県いわき市常磐関船町宮下２番地の２
生第60229号	化成肥料	有機入り複合肥料特585号	ときわ化研株式会社	福島県いわき市常磐関船町宮下２番地の２
生第60230号	化成肥料	有機入り複合肥料特888号	ときわ化研株式会社	福島県いわき市常磐関船町宮下２番地の２
生第93096号	化成肥料	興国腐植酸入り肥料B６―４―４	興国肥料有限会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
生第93097号	化成肥料	有機入り化成I30号	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
生第93101号	化成肥料	四万十8981	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第105069号	家庭園芸用複合肥料	セルインパクト液肥１号	株式会社ML・セルインパクト	熊本県熊本市中央区水前寺五丁目18番２号

有効期間が令和10年２月12日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第81295号	液状肥料	くみあいサスペンジョン050P	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第81304号	汚泥肥料	EBC―101号	株式会社タカヤマ	埼玉県所沢市大字南永井37番地９号
生第81306号	汚泥肥料	太田市焼却灰	太田市	群馬県太田市浜町２番35号
生第81309号	汚泥肥料	有機入り４号	株式会社ホーネンアグリ	新潟県長岡市飯塚1986番地

生第81313号	汚泥肥料	バイオ21	株式会社白滝有機産業	岡山県岡山市北区芳賀5316番地
生第81314号	汚泥肥料	南山21	育農開発株式会社	沖縄県島尻郡八重瀬町字仲座596番地
生第87787号	化成肥料	エコリード有機入り化成S50号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第87792号	配合肥料	複合配合351	太陽肥料株式会社	茨城県神栖市砂山４番地

有効期間が令和13年２月９日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第78195号	被覆窒素肥料	くみあい42被覆尿素UC30号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第78213号	配合肥料	スミショート35	住友化学株式会社	東京都中央区日本橋二丁目７番１号
生第84744号	混合りん酸肥料	粒状３種混合肥料４号	清水工業株式会社	岐阜県大垣市赤坂東町２番地の１
生第90482号	混合りん酸肥料	粒状りん酸苦土肥料A号	大洋化学工業株式会社	富山県小矢部市東福町10番８号
生第90487号	化成肥料	くみあい苦土有機入り化成939号	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海３丁目３番１号

有効期間が令和13年２月11日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第93100号	化成肥料	UF苦土入り高度化成006	サンエコ株式会社	奈良県奈良市雑司町368番２
生第93110号	化成肥料	化成肥料888	アイアグリ株式会社	茨城県土浦市北神立町２番地12
生第93111号	化成肥料	KDほう素マンガン苦土入り燐加DX	関東電工株式会社	群馬県高崎市倉賀野町2372番地
生第93112号	化成肥料	ひかり高度402号	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
生第93113号	化成肥料	ひかり苦土入り複合284号	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
生第93115号	化成肥料	苦土入り高度化成824号	九鬼肥料工業株式会社	三重県四日市市西末広町４番17号
生第93116号	化成肥料	UF苦土入り高度化成284	サンエコ株式会社	奈良県奈良市雑司町368番２
生第93118号	化成肥料	くみあい塩加燐安Ｖ545号	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第93120号	化成肥料	くみあい尿素入り高度化成588	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第93121号	化成肥料	くみあい尿素入り塩加燐安585	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第93122号	化成肥料	くみあい塩加燐安365号	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第93123号	化成肥料	くみあい塩加燐安286号	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第93125号	化成肥料	くみあい塩加燐安656	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第93126号	化成肥料	くみあい塩加燐安575	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第105024号	化成肥料	新東苦土入り高度化成450	新東化学工業株式会社	千葉県市原市八幡海岸通11番１
生第105077号	化成肥料	イモ化成505	新日本アグリシステム株式会社	千葉県成田市滑川1245番地
輸第13573号	配合肥料	TGアンカーCE750FRブレンド	TGアルバ株式会社	兵庫県加古川市別府町西脇三丁目19番地
輸第13574号	配合肥料	粒状肥料SB４号	株式会社ハイポネックスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃１丁目１番94号
輸第13575号	ホルムアルデヒド加工尿素肥料	TGアンカーMP900	TGアルバ株式会社	兵庫県加古川市別府町西脇三丁目19番地
輸第13576号	化成肥料	TGアンカーMP600G	TGアルバ株式会社	兵庫県加古川市別府町西脇三丁目19番地
輸第13577号	化成肥料	TGアンカーMP338G	TGアルバ株式会社	兵庫県加古川市別府町西脇三丁目19番地
輸第13580号	りん酸アンモニア	りん安　NO. 1	九州交易株式会社	佐賀県佐賀市鍋島町大字森田280番地１
輸第105071号	尿素	尿素１号	有限会社リファインドトレーディング	福岡県田川郡福智町赤池1051番地20
輸第105072号	腐植酸苦土肥料	リーフミンZn	三通国際商事株式会社	東京都江戸川区一之江七丁目35番22号
輸第105075号	化成肥料	高度化成444特号	蝶理株式会社	大阪府大阪市中央区淡路町四丁目２番13号
輸第105080号	被覆複合肥料	オスモコートエグザクト（S１）	株式会社ハイポネックスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃１丁目１番94号

有効期間が令和13年２月12日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第87798号	化成肥料	くみあい化成高度B82号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
輸第10762号	硫酸アンモニア	20.5硫酸アンモニア	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第10763号	けい酸加里肥料	ケイ酸カリ	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
輸第10764号	魚かす粉末	10―４魚かす	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第10765号	魚かす粉末	５―９魚かす	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第10766号	魚かす粉末	６―10魚かす	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第10767号	魚かす粉末	魚粉７号	ベイシン貿易株式会社	東京都中央区日本橋三丁目１番２号
輸第10768号	蒸製皮革粉	レザーミール12号	トミクラ産業株式会社	兵庫県姫路市花田町高木209番地の１
輸第10771号	化成肥料	DAP２号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
輸第10772号	硫酸マンガン肥料	40.0硫酸マンガン肥料	川津産業株式会社	東京都江戸川区南小岩７丁目15番２号
外第199号	水酸化苦土肥料	PC―60	営口啓和粉体工業有限公司	中華人民共和国遼寧省営口経済技術開発区冶金工業園
			啓和ファインマテリアル株式会社（国内管理人）	岡山県備前市八木山830番地

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第五百四十四号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項の規定に基づき、次のように輸入業者の住所の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

令和七年四月四日

農林水産大臣　江藤　拓

１　輸入業者の住所の変更

登録番号　輸第11623号、輸第11721号、輸第11722号、輸第11723号、輸第11742号、輸第11981号、輸第12932号、輸第13013号、輸第13278号、輸第13931号、輸第100086号、輸第100459号、輸第100818号、輸第101050号、輸第101087号、輸第101328号、輸第101329号、輸第101502号、輸第101935号、輸第102303号、輸第104220号、輸第104221号、輸第104263号、輸第104381号、輸第104427号、輸第105789号、輸第106350号、輸第106989号、輸第107367号、輸第109048号

変更前　東京都千代田区神田司町二丁目10番地

変更後　東京都千代田区内神田三丁目24番４号９STAGEKanda４階

○農林水産省告示第五百四十五号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年三月十二日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和七年四月四日

農林水産大臣　江藤　拓

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24955	キャプタン水和剤	ホクコーオーソサイド水和剤８０	東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　佐野健一
24956	ペノキススラム・ペンタゾン水和剤	ワイドパワーフロアブル	〃

○経済産業省告示第五十二号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

令和七年四月四日

経済産業大臣　武藤　容治

災害名	地域	指定の期間
令和七年岩手県大船渡市における大規模火災に係る災害	岩手県	
	大船渡市	令和七年二月二十六日から令和七年七月三日まで

○防衛省告示第八十号

自衛隊の使用する船舶の信号符字の取消しを次のとおり告示する。

令和七年四月四日

防衛大臣　中谷　元

信号符字	番号	名称	取消年月日
ＪＳＰＭ	六八四	なおしま	令和七年三月十二日
ＪＳＶＩ	三六〇九	みちしお	令和七年三月十四日
ＪＳＯＺ	三五二〇	はたかぜ	令和七年三月十七日

○関東地方整備局告示第百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年四月四日

関東地方整備局長　岩﨑　福久

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　草加都市計画道路事業三・三・七十七号三郷流山線

三　事業施行期間　自令和七年四月四日至令和十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　埼玉県三郷市大字半田字上ノ割、字五反田及び字七反田、大字采女新田字會野谷並びに新三郷ららシティ三丁目並びに埼玉県吉川市大字道庭字堤外地内

使用の部分　埼玉県三郷市新三郷ららシティ三丁目並びに埼玉県吉川市大字道庭字堤外及び美南三丁目地内

○中部地方整備局告示第五十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において、次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月四日

中部地方整備局長　佐藤　寿延

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四百七十五号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山県市大字西深瀬字狐襖九九四番一から本巣市三橋字三本木二五番四まで	前	一二・〇〇～三一二・五〇メートル	一一・七七～三四二・七五キロメートル
	後	一二・七四九メートル	一一・七七～三四二・七五キロメートル

㈣　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月四日から二週間中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月四日

中部地方整備局長　佐藤　寿延

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四百七十五号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
山県市大字西深瀬字狐襖九九四番一から本巣市三橋字三本木二五番四まで	一八・一二～二五六・七九メートル	一二・七四九キロメートル

四　指定する期日　令和七年四月四日

○中部地方整備局告示第五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月四日

中部地方整備局長　佐藤　寿延

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百七十五号	山県市大字西深瀬字森五八二番二から本巣市三橋字三本木二五番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　令和七年四月六日十五時

国会事項

衆議院

質問書提出

四月二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

沖縄における米兵による事件事故等に関する再質問主意書（屋良朝博提出）

中国の国防七校とわが国の大学との提携に関する質問主意書（島田洋一提出）

高額療養費制度の見直しに関する質問主意書（岡本充功提出）

質問書転送

四月二日次の質問主意書を内閣に転送した。

障害児家庭における母子家庭の割合に関する質問主意書

沖縄県の離島からの住民避難・受入れに係る取組に関する質問主意書

議事日程

四月三日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十三号

令和七年四月三日（木曜日）

午後一時開議

第一　国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　漁業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出）

一　医療法等の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明

参議院

議案付託

四月二日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案（閣法第五七号）

厚生労働委員会に付託

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

道路法等の一部を改正する法律案（閣法第一二号）

国土交通委員会に付託

質問主意書提出

四月二日議員から次の質問主意書が提出された。

母子及び父子並びに寡婦福祉法の対象範囲に関する質問主意書（柴田巧提出）（第七六号）

土地利用状況に関する報告を踏まえた安全保障と外国人土地取得規制に関する再質問主意書（神谷宗幣提出）（第七七号）

LGBT理解増進法における「不当な差別」の定義の明確化に関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第七八号）

「高度専門職」外国人受入れと安全保障上の懸念に関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第七九号）

診療所医師の引退年齢を八十歳と仮定して医師偏在対策を策定することの妥当性に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第八〇号）

質問主意書転送

四月二日次の質問主意書を内閣に転送した。

選択的夫婦別姓が家族の一体性を損なうという主張に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第七二号）

東京都が委託団体からの国庫補助金の一部「返還」を「納入」と表現していること等に関する質問主意書（浜田聡提出）（第七三号）

第二回日中ハイレベル人的・文化交流対話において言論空間における政府による言論規制を取り決めたとの指摘に関する質問主意書（浜田聡提出）（第七四号）

混合診療の解禁に関する質問主意書（浜田聡提出）（第七五号）

人事異動

内閣

内閣事務官（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター所長）に採用する

尾崎　義典

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官

橋本　泰宏

国家公務員法第八十一条の五第一項の規定により令和七年九月三十日まで異動期間を延長する

（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官

坂口昭一郎

内閣事務官（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター技術部長）に転任させる

（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官

町田　倫代

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣人事局））に昇任させる

深町　正徳

内閣感染症危機管理統括庁に併任する

（公正取引委員会事務総局官房審議官（企業結合担当））内閣府事務官

春日　英二

（文部科学省大臣官房審議官（科学技術・学術政策局担当））文部科学事務官

福井　俊英

（文部科学省大臣官房付）同

水田　功

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）

千葉　均

（内閣府賞勲局審査官）内閣府事務官

内閣事務官（内閣官房内閣総務官室総理大臣官邸事務所長）に転任させる

池田　英貴

（総務省公害等調整委員会事務局審査官）総務技官

田村　一郎

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣感染症危機管理統括庁））に転任させる

鉄永　正紀

（総務省大臣官房付）総務事務官

井上　清敬

（同）同

中須賀　淳

（国土交通省大臣官房付）国土交通技官

松尾　俊浩

（同）国土交通事務官

佐藤　義実

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる

恩賀　一

（内閣官房内閣情報調査室調査官）内閣府事務官

（内閣府大臣官房公文書管理課調査官）内閣府事務官

（総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課長）総務事務官

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に転任させる

（内閣官房内閣情報調査室調査官）内閣府事務官

内閣事務官（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター管理部会計課長）に昇任させる

（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター技術部主任開発官）内閣事務官

野呂　真悦

内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）に昇任させる

（財務省大臣官房付）財務事務官

三木　文平

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣サイバーセキュリティセンター））に転任させる

（内閣府大臣官房参事官（人事課担当））内閣府事務官

佐々木　明

国家安全保障局に併任する

（内閣府大臣官房厚生管理官）同

冨岡　勇哉

内閣官房副長官補付に併任する

（内閣府大臣官房）同

北風　幸一

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））に併任する（各通）

高橋　一郎

（公正取引委員会事務総局官房参事官（デジタル担当））内閣府事務官

丸山　智

（公正取引委員会事務総局経済取引局総務課長）同

堀内　直哉

（総務省大臣官房付）総務事務官

森永　桂介

（出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長）法務事務官

伊藤　純史

（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官

鈴木　健太

（同）同

大橋　聡

（厚生労働省大臣官房付（医薬局）厚生労働技官

鈴木　邦夫

（農林水産省大臣官房付）農林水産事務官

岩下　生知

（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官

綱川　浩章

（同）国土交通技官

津森　貴行

（同）同

（国土交通省大臣官房参事官（運輸安全防災））国土交通事務官

飯田　修章

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）

岩根　哲康

（東京地方検察庁検事）検事

（公安調査庁総務部付）法務事務官

小林賢一郎

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に併任する（各通）

（内閣官房内閣総務官室総理大臣官邸事務所長）内閣事務官　菅原　強
（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター管理部会計課長）同　角田　哲也
内閣府に出向させる（各通）
（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）内閣事務官　海野　敦史
（同）同　藤原　俊之
総務省に出向させる（各通）
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）内閣事務官　井上　圭介
（同）同　綱川　浩章
国土交通省に出向させる（各通）
（内閣官房内閣参事官（内閣サイバーセキュリティセンター））内閣事務官　谷　雅彰
財務省に出向させる
国家安全保障局の併任を解除する
内閣官房副長官補付の併任を解除する
（内閣府大臣官房）内閣府事務官　高橋　敏明
（内閣府大臣官房厚生管理官）同　中里　正明
（内閣府大臣官房）同　古川　淳永
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））の併任を解除する（公正取引委員会事務総局審査局審査管理官）内閣府事務官　小室　尚彦
（総務省大臣官房付）総務事務官　金井　誠
（出入国在留管理庁政策課長）法務事務官　本針　和幸
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　新田　正樹
（同）同　三木　清香
（農林水産省大臣官房付）農林水産事務官　伊佐　寛
（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　齋藤　喬
（国土交通省大臣官房参事官（運輸安全防災））同　小幡　章博
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　知花　宏樹
（公安調査庁総務部付）法務事務官　山内　恭子
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））の併任を解除する（各通）（以上四月一日）

船舶活用医療推進本部事務局

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　飯田　修章
（同）同　鉄永　正紀
船舶活用医療推進本部事務局参事官に併任する（各通）
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　小幡　章博
（同）同　藤原　俊之
船舶活用医療推進本部事務局参事官の併任を解除する（各通）（以上四月一日）

宮内庁

宮内庁次長　黒田武一郎
令和八年三月三十一日まで勤務延長する
（書陵部長）内閣府事務官　藤田　穣
（管理部長）同　野村　護
（管理部工務課長）内閣府技官　西澤　一憲
辞職を承認する（各通）
（京都事務所長）内閣府事務官　石原　秀樹
国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第三条第六項の規定による勤務延長の期限の到来により令和七年三月三十一日限り退職（以上三月三十一日）
（警察庁長官官房付）警視監　難波　健太
内閣府事務官（書陵部長）に転任させる
（皇室経済主管）内閣府事務官　古賀　浩史
管理部長に昇任させる
（審議官）同　五嶋　青也
皇室経済主管に配置換する
内閣府事務官（審議官）に採用する
（管理部管理課長）内閣府事務官　伊藤　敬
式部官に配置換する
（管理部宮殿管理官）同　久我　直樹
書陵部陵墓課長に配置換する
（管理部大膳課長）同　野村　元一
管理部管理課長に配置換する
（国土交通省大臣官房付）国土交通技官　伊藤　良治
内閣府技官（管理部工務課長）に転任させる
（管理部庭園課長）内閣府技官　小野寺幸治
国家公務員法第八十一条の五第一項の規定により令和七年六月三十日まで異動期間を延長する
（管理部車馬課長）内閣府事務官　関根　達郎
管理部大膳課長に配置換する
（長官官房秘書課長補佐）同　西尾　招久
管理部車馬課長に昇任させる
（書陵部陵墓課長）同　岡田　知久
管理部宮殿管理官に配置換する
（御料牧場長）内閣府技官　小野美佐子
農林水産省へ出向させる
（農林水産省畜産局総務課付）農林水産技官　山野　淳一
内閣府技官（御料牧場長）に転任させる
式部官　葛谷　好弘
京都事務所長に昇任させる
（京都事務所庶務課長）内閣府事務官　武田　誠司
京都事務所次長に昇任させる
（京都事務所次長）同　宇谷　康友
京都事務所管理課長補佐に降任させる（以上四月一日）　足立　利雄

公正取引委員会

（官房審議官（企業結合担当））
内閣府事務官　佐久間正哉
官房デジタル・国際総括審議官に昇任させる
（官房審議官（国際担当））同　深町　正徳
官房審議官（企業結合担当）に配置換する
（審査局審査管理官）同　原　一弘
経済取引局取引部長に配置換する
（経済取引局総務課長）同　小室　尚彦
審査局審査管理官に昇任させる
（経済取引局取引部取引企画課相談指導室長）同　鈴木　健太
官房参事官（デジタル担当）に昇任させる
（中部事務所審査統括官）同　伊藤　武利
官房総務課企画官（特命担当）に転任させる
（審査局訟務官）同　岩下　生知
経済取引局総務課長に配置換する
（審査局管理企画課公正競争監視室長）同　山本　慎
経済取引局取引部取引企画課相談指導室長に配置換する
（審査局管理企画課情報管理室長）同　松風　宏幸
経済取引局取引部取引企画課フリーランス取引適正化室長に配置換する
（経済取引局取引部取引企画課フリーランス取引適正化室長）同　武田　雅弘
経済取引局取引部企業取引課企画官（執行連携担当）に配置換する
（内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課長）同　田中　修
公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課企画官に昇任させる
（近畿中国四国事務所中国支所長）同　唐澤　斉
経済取引局取引部企業取引課上席下請取引検査官に転任させる
（審査局審査長（第二審査長）のもとの上席審査専門官）同　吉兼　彰彦
審査局管理企画課上席審査専門官に配置換する
（審査局管理企画課情報管理室長）同　藤岡　賢史
審査局管理企画課公正競争監視室長に配置換する
（審査局審査長（第四審査長）のもとの上席審査専門官（デジタルプラットフォーマー担当））同　中島　菜子
審査局訟務官に昇任させる
（官房国際課企画官）同　原山　康彦
東北事務所長に転任させる
（中部事務所総務課長）同　野田　聡
中部事務所審査統括官に昇任させる
（経済取引局取引部企業取引課下請取引調査室長補佐（企画調整担当））同　塩　友樹
近畿中国四国事務所総務管理官に昇任させる
（近畿中国四国事務所中国支所総務課長）同　村重健太郎
近畿中国四国事務所中国支所長に昇任させる
（近畿中国四国事務所総務管理官）同　山崎　俊範
国家公務員法第81条の2第1項本文の規定により審査局管理企画課公正競争監視室審査専門官（主査）に降任させる
（管理監督職勤務上限年齢による降任）（以上四月一日）

復　興　庁

（宮城復興局次長）復興事務官　宮川　賢治
農林水産省に出向させる（三月三十一日）
（国土交通省大臣官房付）国土交通技官　鈴木　通仁
復興事務官（統括官付参事官）に転任させる
（農林水産省東北農政局農村振興部付）農林水産技官　石田　勲
復興事務官（宮城復興局次長）に転任させる
（国土交通省大臣官房付）国土交通技官　山本　晶
復興事務官（福島復興局次長）に併任する
（内閣官房内閣参事官）内閣事務官　井上　圭介
復興事務官（統括官付参事官）の併任を解除する
（国土交通省大臣官房付）国土交通技官　上野山智也
復興事務官（福島復興局次長）の併任を解除する
（以上四月一日）

財　務　省

後藤　健二
独立行政法人造幣局理事長に任命する

大津　俊哉
独立行政法人国立印刷局理事長に任命する

中村　康治
日本銀行理事に任命する

福留　朗裕
願に依り日本銀行参与を免ずる

半沢　淳一
日本銀行参与に任命する（以上四月一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ギリシャ大統領コンスタンディノス・タスラス閣下の大統領就任につき、三月三十一日御祝電を発せられた。

官庁報告

国　家　試　験

税理士試験公告

令和７年度（第75回）税理士試験の施行について、税理士法施行規則（昭和26年大蔵省令第55号）第６条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年４月４日　　国税審議会会長　佐藤　英明

税理士試験は、次の要領で行う。

一　試験日時及び試験科目

令和７年８月５日（火）

午前９時から同11時まで	簿記論
午後０時30分から同２時30分まで	財務諸表論
午後３時30分から同５時30分まで	消費税法又は酒税法

令和７年８月６日（水）

午前９時から同11時まで	法人税法
正午から午後２時まで	相続税法
午後３時から同５時まで	所得税法

令和７年８月７日（木）

午前９時から同11時まで	国税徴収法
正午から午後２時まで	固定資産税
午後３時から同５時まで	住民税又は事業税

(注)　１　解答に当たり適用すべき法令等は、令和７年４月４日（金）現在施行のものとする。
２　試験科目のうち住民税とは、地方税法のうち道府県民税（都民税を含む。）及び市町村民税（特別区民税を含む。）に関する部分を呼称したものである。

二　試験実施地

別表の「受験地」欄に掲げる都道府県

三　受験手続

１　受験案内及び申込用紙の交付

⑴　交付期間　令和７年４月７日（月）から同年５月９日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く、午前９時から午後５時まで）

ただし、郵送で申込用紙等を請求する場合は、令和７年４月25日（金）まで（当日までの通信日付印有効）に、封筒の表面に「税理士請求」と赤書の上、返信用封筒（Ａ４判大）を同封して、１人１部ずつ請求すること。

なお、返信用封筒には、郵便番号、住所及び氏名を明記し、180円分の切手を貼ること。

⑵　交付場所　別表に掲げる各国税局及び沖縄国税事務所（以下「国税局等」という。）

２　受験申込みの受付

⑴　受付期間　令和７年４月21日（月）から同年５月９日（金）まで

(注)　１　申込書類が完備しており、かつ、令和７年５月９日（金）までの通信日付印のあるもの（料金後納郵便又は料金別納郵便については、令和７年５月９日（金）までに到着したもの）に限り受け付ける。

なお、封筒の表面に「税理士受験」と赤書の上、必ず一般書留、簡易書留又は特定記録郵便で送付すること。

２　国税電子申告・納税システム（ｅ－Ｔａｘ）で受験申込みを行う場合は、受験申込受付期間内（令和７年４月21日（月）から同年５月９日（金）まで）に受験申込手続きを完了し、かつ、令和７年５月９日（金）までに申込書類の全てにつき提出があったもの（令和７年５月９日（金）までの通信日付印のあるもの（料金後納郵便又は料金別納郵便については、令和７年５月９日（金）までに到着したもの））に限り受け付ける。

なお、封筒の表面に「税理士試験電子申請添付書類」と赤書の上、必ず一般書留、簡易書留又は特定記録郵便で送付すること。

⑵　郵送先　試験を受けようとする受験地を管轄する国税局等（別表参照）

３　申込書類

⑴　税理士試験受験願書・税理士試験受験申込書

⑵　受験票及び写真票

⑶　受験資格を有することを証する書面（税法に属する科目受験者のみ）

四　合格者の発表

１　発表予定日　令和７年11月28日（金）

２　発表の方法　税理士試験に合格した者について、発表予定日に受験地及び受験番号を官報及び国税庁ホームページに掲載する。

また、税理士試験に一部科目合格した者について、発表予定日に受験地及び受験番号を国税庁ホームページに掲載する。

五　その他

１　受験資格・受験手続等に関する詳細は、国税局等で交付する「第75回税理士試験受験案内」を参照すること。

２　受験手数料は、受験申込科目数に応じ、次のとおりである。税理士試験受験願書の所定の箇所に受験手数料に相当する収入印紙を消印しないで貼ること。

なお、国税電子申告・納税システム（ｅ－Ｔａｘ）で受験申込みを行う場合は、送信した税理士試験受験願書を印刷し、所定の箇所に受験手数料に相当する収入印紙を消印しないで貼ること。

受験申込科目数	１　科　目	２　科　目	３　科　目	４　科　目	５　科　目
受験手数料	4,000円	5,500円	7,000円	8,500円	10,000円

別表

受験地、申込用紙等交付場所及び申込書類郵送先

受験地	申込用紙等交付場所・申込書類郵送先	〒	所在地	電話番号
北海道	札幌国税局人事第二課	060―0042	札幌市中央区大通西10丁目　札幌第２合同庁舎	011(231)5011
宮城県	仙台国税局人事第二課	980―8430	仙台市青葉区本町３丁目３番１号　仙台合同庁舎Ａ棟	022(263)1111
埼玉県群馬県	関東信越国税局人事第二課	330―9719	さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館	048(600)3111
東京都	東京国税局人事第二課	104―8449	中央区築地５丁目３番１号	03(3542)2111
石川県	金沢国税局人事第二課	920―8586	金沢市広坂２丁目２番60号　金沢広坂合同庁舎	076(231)2131
愛知県	名古屋国税局人事第二課	460―8520	名古屋市中区三の丸３丁目３番２号　名古屋国税総合庁舎	052(951)3511
大阪府	大阪国税局人事第二課	540―8541	大阪市中央区大手前１丁目５番63号　大阪合同庁舎第３号館	06(6941)5331
広島県	広島国税局人事第二課	730―8521	広島市中区上八丁堀６番30号　広島合同庁舎１号館	082(221)9211
香川県	高松国税局人事第二課	760―0018	高松市天神前２番10号　高松国税総合庁舎	087(831)3111
福岡県	福岡国税局人事第二課	812―8547	福岡市博多区博多駅東２丁目11番１号　福岡合同庁舎本館	092(411)0031
熊本県	熊本国税局人事第二課	860―8603	熊本市西区春日２丁目10番１号　熊本地方合同庁舎Ｂ棟	096(354)6171
沖縄県	沖縄国税事務所人事課	900―8554	那覇市旭町９番地　沖縄国税総合庁舎	098(867)3601

令和七年度林業普及指導員資格試験の実施について

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第九十三条の規定に基づき、令和七年度に実施する林業普及指導員資格試験について次のように公告する。

令和七年四月四日

農林水産大臣　江藤　拓

一　試験の方法

㈠　試験の区分　試験は、次に掲げる区分ごとに行う。

ア　林業一般

イ　地域森林総合監理

㈡　試験は、筆記試験及び口述試験とする。

試験は、専門的知識、常識その他林業普及指導員として必要な能力について行う。

㈢　筆記試験に合格した者でなければ、口述試験を受けることができない。

二　筆記試験の実施期日及び場所

㈠　実施期日　令和七年七月二十六日（土）及び二十七日（日）

㈡　場所　北海道、岩手県、福島県、群馬県、東京都、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県及び熊本県

注：実施期日及び場所は、受験者の数その他の事情により変更することがある。

三　口述試験の実施期日及び場所

㈠　実施期日　令和七年十月二十日（月）から十一月二十一日（金）までの間で林野庁長官の指定する日

㈡　場所　北海道、岩手県、東京都、愛知県、岡山県、福岡県及び熊本県

注：実施期日及び場所は、受験者の数その他の事情により変更することがある。

四　受験資格　森林法施行規則第九十一条及び第九十二条に定める受験資格を有する者であること。

五　受験手続

㈠　受験願書等の用紙の交付　受験願書並びに森林法施行規則第九十四条第一項第一号に掲げる履歴書及び同項第三号に掲げる証明書（以下「受験願書等」という。）の用紙は、林野庁森林整備部研究指導課において交付するほか、林野庁ホームページ（http://www.rinya.maff.go.jp/）に掲載する受験案内からダウンロードするものとする。受験願書等の用紙を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により請求する場合には、百十円切手を貼り、返信先の住所、氏名及び郵便番号を記載した長さ二十三センチメートル幅十二センチメートル程度の返信用封筒を同封し、かつ、表面に「林業普及指導員資格試験受験願書等の用紙請求」と朱書した封筒を㈤の宛先に送付することとする。

㈡　受験願書及び添付書類の提出　試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添えて、㈤の宛先に提出するものとする。受験願書又は添付書類に不備がある場合において、受験資格を満たしていることが確認できない等試験実施事務に支障があるときは、当該不備の補正を求める。

ア　森林法施行規則第九十四条第一項各号に掲げる書類

イ　森林法施行規則第九十一条第一項第一号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が二年以上に達し、かつ、大学院を修了していない林業改良指導員資格試験合格者が森林法施行規則の一部を改正する省令（平成十七年農林水産省令第五号）附則第二条の経過措置の適用を受ける場合にあっては、林業改良指導員資格試験の合格証書の写し又は合格証明書

ウ　ア及びイに掲げる書類の証明事項として受験者の現在の氏名と異なる氏名が記載されている場合にあっては、戸籍抄本その他の改姓又は改名があったことを証明する書類

㈢　併願による受験　一㈠イの区分の受験者は受験願書の提出に際して、併せて一㈠アの区分の受験者としての取扱いを希望することができる。

㈣　受験願書及び添付書類の受付期間及び提出場所

ア　農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を使用する場合には、令和七年四月四日（金）から令和七年五月九日（金）までの期間中に、農林水産省共通申請サービスの申請画面において、対応する様式の各事項を入力し、添付書類をアップロードするものとする。

イ　受験願書及び添付書類を郵便又は信書便により提出する場合には、令和七年四月四日（金）から令和七年五月九日（金）までの期間中に、封筒の表面に「林業普及指導員資格試験受験願書在中」と朱書し、簡易書留等その引受け及び配達が記録される方法により、林野庁森林整備部研究指導課に提出するものとする。この場合において、当該期間中の通信日付印のあるものに限り受け付ける。

ウ　受験願書及び添付書類を持参する場合には、令和七年四月四日（金）から令和七年五月九日（金）までの期間中（行政機関の休日を除く。）の毎日午前十時から正午まで又は午後一時から午後六時までに林野庁森林整備部研究指導課に持参するものとする。

エ　㈢により補正を求められた場合には、林野庁森林整備部研究指導課が指定した期限までに補正するものとする。

(五)　宛先　郵便若しくは信書便により請求し、又は提出する場合の宛先は、郵便番号一〇〇―八九五二　東京都千代田区霞が関一丁目二番一号林野庁森林整備部研究指導課とする。

(六)　受験票の交付　受験願書を受理したときは、受験票を交付し、筆記試験の場所を通知する。

(七)　口述試験の通知　口述試験の実施期日等は、令和七年九月下旬に筆記試験に合格した者に通知する。

注：通知の到着時期は事情により変わることがある。

六　合格者の発表　口述試験施行後一箇月以内に公表するとともに、合格者に合格証書を交付する。

七　地域森林総合監理区分に合格した者の登録　林野庁長官は一(二)イの区分に合格した者を森林総合監理士として登録する。

八　個人情報の取扱い　受験願書及び添付書類に記入された個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づき、適正に管理し、試験実施事務及び七の登録のために使用する。

九　その他

(一)　受験に際し、身体の障がいその他の理由により特別の措置を希望する者は、受験願書の提出時にその旨を申し出ることとする。

(二)　受験資格、受験手続等の詳細については、林野庁ホームページ（http://www.rinya.maff.go.jp/）に掲載する受験案内を確認し、不明な点がある場合は、林野庁森林整備部研究指導課（〇三（三五〇二）五七二一）に問い合わせることとする。

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００３号

横浜市中区万代町１丁目２番地12
清算株式会社　株式会社サン企画
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（ヒ）第１５号

新潟市西区みずき野１丁目３番34号
清算株式会社　株式会社上創
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
新潟地方裁判所民事部

令和６年（ヒ）第１号

兵庫県川西市萩原台西３丁目282番地の９
清算株式会社　北政株式会社
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所伊丹支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２００５号

東京都千代田区丸の内１丁目９番２号　グラントウキョウサウスタワー
清算株式会社　株式会社大瀬館
代表清算人　安田　幸則
１　決定年月日　令和７年３月24日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、株式会社大瀬館（以下「清算株式会社」という）に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。
２　利息・遅延損害金の免除
協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
３　弁済の方法及び端数の処理
⑴　弁済の方法
協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１－９－２グラントウキョウサウスタワー13階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。
⑵　弁済における端数の処理
協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
１　一般債権の定義
一般債権とは、協定債権のうち、後記第３．１で定義する関係者債権に該当しないものをいう。
２　一般債権の弁済及び放棄
⑴　一般債権の弁済
清算株式会社は、各一般債権者に対し、本協定認可決定確定日から２ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各債権額に応じて按分した額を弁済する。
⑵　一般債権の放棄
各一般債権者は、上記⑴の弁済を受けたときに、その余の一般債権をすべて放棄する。なお、上記⑴の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各一般債権者に通知したときに、各一般債権者は一般債権をすべて放棄する。
⑶　追加弁済
上記⑴による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各一般債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各一般債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記⑵による放棄の効力は失われるものとする。
第３　関係者債権
１　関係者債権の定義
関係者債権とは、協定債権のうち、安田静、安田幸則及び安田芳史が清算株式会社に対して有する各債権をいう。
２　関係者債権についての放棄
関係者債権者は、本協定認可決定確定時において、関係者債権をすべて放棄する。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（ヒ）第１００６号

名古屋市千種区今池南32番19号
清算株式会社　株式会社今池南設計事務所
代表清算人　青山　泰長
１　決定年月日　令和７年３月25日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。

２　弁済の場所及び端数の処理
①本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
②割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
１　定義
一般債権とは、協定債権のうち第３において定める関係者債権に該当しないものをいう。
２　弁済及び免除
①基本方針
清算株式会社が保有する財産を全て換価し、換価済み財産から、清算結了までに発生した又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済原資総額として、一般債権者に対する弁済を行う。
②弁済
清算株式会社が保有する全ての財産の換価が完了した時点で、清算結了までに発生した又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済原資として、一般債権の債権額により按分して各債権者に対する弁済額を算定し、速やかに、各債権者に対し、当該弁済額を支払う。
③免除
弁済完了後、一般債権の残額について免除を受ける。
第３　関係者債権
１　関係者債権の定義
関係者債権とは、協定債権のうち伊藤正敏が有するものをいう。
２　関係者債権の免除
関係者債権は、本協定認可決定確定時において全額免除を受ける。

以上
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　八十一頁（号外第七十二号）

令和七年四月四日

東京都千代田区九段南二丁目三番一四号

（甲）株式会社ＨＥＬＩＯＳ

代表取締役　宮城　直士

東京都千代田区九段南二丁目三番一四号

（乙）株式会社ＣＣＧ　ＷＯＲＫＩＮＧ　ＨＥＡＤＳ

代表取締役　宮城　直士

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のｇｏｏｄ　ｐｒｅｓｅｎ！事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　八十一頁（号外第七十二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　九十四頁（号外第七十二号）

令和七年四月四日

東京都千代田区九段南二丁目三番一四号

（甲）株式会社ＨＥＬＩＯＳ

代表取締役　宮城　直士

大阪市中央区南本町一丁目八番一四号

（乙）株式会社ＣＣＧ　ＴＯ

代表取締役　宮城　直士

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の資産管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年八月二十九日

掲載頁　一〇八頁（号外第二〇一号）

令和七年四月四日

京都市中京区三条通烏丸西入御倉町八五番地一烏丸ビル五階

（甲）株式会社ＴＯＡＩ　Ｆｉｎａｎｃｉａｌ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ

代表取締役　東原　元規

京都市中京区三条通烏丸西入御倉町八五番地一烏丸ビル五階

（乙）株式会社ＴＯＡＩ

代表取締役　東原　元規

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＴＫ（住所・名古屋市熱田区花表町四番一号）に対して当社の不動産賃貸・管理事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十七日

掲載頁　五十四頁（号外第六十七号）

令和七年四月四日

名古屋市熱田区花表町四番一号

株式会社タカラ

代表取締役　森　慎一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月四日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号Ｎ＆ＥＢＬＤ．六Ｆ

佃コーポレーション合同会社

代表社員　齋藤　篤史

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は、株式会社ナントキョウとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は、当組合事務所に備え置いてあります。

令和七年四月四日

福岡市南区高木二丁目六番二六号

南福岡トラック事業協同組合

代表理事　深田　恭兵

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年五月七日であり、組織変更後の商号は株式会社ＳＫ１とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月四日

沖縄県那覇市赤嶺一丁目一一番地一四アリエッタ六〇一

合同会社ＳＫ１

代表社員　上遠野雄一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千百万円減少し九百万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　一一四頁（号外第七十二号）

令和七年四月四日

大阪府岸和田市上松町一一一七番地の七

株式会社FREE RIDE ENTERPRISES

代表取締役　花田　誠

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億百五十五万七千九百八十五円減少し〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は令和七年三月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した事業年度はありません。

令和七年四月四日

名古屋市守山区八反六番九号

株式会社ＫＮＳホールディングス

代表取締役　**吉野　和彦**

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年五月二十三日を効力発生日とする株式会社ＴＯＡＩ　Ｆｉｎａｎｃｉａｌ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔとの株式交換（以下「本株式交換」という）の効力発生を条件として、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年八月二十九日

掲載頁　一〇八頁（号外第二〇一号）

令和七年四月四日

京都市中京区三条通烏丸西入御倉町八五番地一烏丸ビル五階

代表取締役　東原　元規

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千五百万円、資本準備金の額を二千五百万円減少し、それぞれ二千五百万円、零円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年五月九日であり、株主総会の決議は、令和七年四月三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.wyverns.jp/

令和七年四月四日

山形県山形市あこや町一丁目二番四号

株式会社バスラボ

代表取締役　吉村　和文

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億円、資本準備金の額を三億二千五百六十八万四千七百四十六円、それぞれ減少することにしました。

株主総会の決議は、令和七年三月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和七年四月四日

香川県東かがわ市西山四三一番地七

株式会社メドレックス

代表取締役　松村　米浩

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月四日

長野県小諸市三和二丁目五番六号

株式会社清水管業

代表取締役　髙橋　一

第 20 期 決 算 公 告

2025年４月４日　東京都港区虎ノ門２－６－１ 虎ノ門ヒルズステーションタワー

ゴールドマン・サックス証券株式会社

代表取締役社長　居松　秀浩

貸借対照表の要旨

（2024年12月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	17,284,074	流動負債	16,818,020
固定資産	21,794	固定負債	272,912
		特別法上の準備金	10,985
		株主資本	203,949
		資本金	83,616
		資本剰余金	82,815
		資本準備金	82,815
		利益剰余金	37,518
		その他利益剰余金	37,518
資産合計	17,305,868	負債・純資産合計	17,305,868

損益計算書の要旨

（自　2024年１月１日 至　2024年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	**188,768**
金融費用	74,294
純営業収益	**114,474**
販売費及び一般管理費	68,925
営業利益	**45,549**
営業外収益	—
営業外費用	5,898
経常利益	**39,651**
特別損失	2,837
税引前当期純利益	**36,814**
法人税、住民税及び事業税	11,295
法人税等調整額	△2,081
当期純利益	**27,599**

令和七年四月四日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号

アルコニックス株式会社確定給付企業年金

清算人　山田絵理子

債権申出の公告（第一回）

ノーベル製菓株式会社確定給付企業年金は、令和七年四月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

大阪府大阪市生野区**巽**北四丁目一〇番二号

ノーベル製菓株式会社確定給付企業年金

清算人　村中　正

訂正公告

令和七年三月十九日（号外第五十五号）掲載の不在者　野原敏明に係る不在者財産管理人による供託公告中、供託番号に「令和七年度金第一五五一号」とあるは「令和六年度金第一五五一号」の誤りにつき訂正します。

令和七年四月四日

扱　店

訂正公告

令和七年三月三十一日（号外第七十二号）掲載の被相続人　亡　牧草立郎に係る相続債権者受遺者への請求申出の催告中、「令和七年五月一日までに」とあるは「令和七年六月五日までに」の誤りにつき訂正します。

令和七年四月四日

滋賀県大津市末広町四番五号ＮＳ大津ビル四階　女性の法律事務所パール

相続財産清算人　弁護士　河野　純子

取消公告

令和七年三月十七日掲載の吸収分割公告は取消します。

令和七年四月四日

東京都武蔵野市吉祥寺南町三丁目一三番一二号　（甲）株式会社たける

代表取締役　柴田　一

東京都武蔵野市吉祥寺南町三丁目一三番一二号　（乙）株式会社おさむ

代表取締役　柴田　一

債権申出の公告（第一回）

アルコニックス株式会社確定給付企業年金は、令和七年四月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。